

第 2 部 教 職 員

第2部 教 職 員

1章 教職員の配置

1節 教職員の配置基準

1 公立小学校及び中学校の教職員配置基準は、次のとおりとする。学級数については、県が定める学級編制基準による。

1 小 学 校

〔1〕校 長

1校に1人とする。

〔2〕教員（教頭・教諭）

次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18

学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

〔3〕養 護 教 諭

4学級以上の学校に1人とする。

3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

児童数が85人以上の学校に1人増配置する。

以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

〔４〕事務職員

４学級以上の学校に１人とする。

３学級以下の学校については、次のとおりとする。

ア 児童数が25人以上の学校に１人とする。

イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に１人とする。

27学級以上の学校に１人増配置する。

要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に１人増配置する。

事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

〔５〕栄養教諭・学校栄養職員

学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。

ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に１人とする。

イ 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に２人とする。

ウ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に３人とする。

学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。

ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に１人とする。

イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に１人とする。

ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。

ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を８校以上有している市町村に１人とする。

エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に１人とする。

オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。

児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、１人増配置する。

児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記～の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

2 中 学 校

〔1〕校 長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

〔2〕教員（教頭・教諭）

次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17	18	19	20	22	24
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	25	27	29	30	32	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。

指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

〔3〕養 護 教 諭

4学級以上の学校に1人とする。

3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。

以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。ただし、又はを満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

〔4〕事 務 職 員

4学級以上の学校に1人とする。

3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。

21学級以上の学校に1人増配置する。

要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。

事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、又

は を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

- 2 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。
 - 1 県が実施する弾力的な学級編制
 - 小学校
1学級増につき教諭又は講師を1人とする。
 - 中学校
1学級増につき教諭又は講師を、上記1中学校2(1)の基準により1人又は2人とする。
 - 2 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制
県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。
 - 3 併置又は併設型の小中一貫教育推進校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記1によらない教職員の配置をすることができるものとする。

2 節 学級編制の基準

令和5年度学級編制について

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学級編制の区分	学校種別	小 学 校	中 学 校
単 式 学 級		第1～4学年 35 第5・6学年 40	40
2 個 学 年 複 式 学 級 (1)	第1学年の児童 を含む場合	8 (4)	8 (4)
	第1学年の児童 を含まない場合	16 (8)	
特 別 支 援 学 級 (2)		8	8

1 「2個学年複式学級」とは、引き続き2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合(いわゆる「飛び複式学級」)のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続き学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校全学年及び中学校1学年及び2学年は、上記1の表の学級編制基準(以下「基準」という。)により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

2章 教職員の異動

1節 小・中学校

1 異動方針

全県的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立学校の県費負担教職員の異動を行う。

〔1〕基本方針

教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
へき地学校の職員組織の充実強化を図る。
特別支援教育に当たる職員の適正配置に努める。
勤務地の固定化の解消に努める。
広域にわたる人事の交流を推進する。

〔2〕実施方針

年齢、経歴、性別、特性等を考慮して職員組織の適正を図る。中学校の場合は、特に所持免許状の教科（又は得意教科）を十分考慮する。

同一校勤務3年未満の者は、原則として転任させない。

同一校勤務10年以上の者は、努めて転任させる。

同一町村に引き続き10年以上勤務した者及び同一市に引き続き15年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。

校長、教頭等については、全県的な視野で交流を図る。

校長の新規採用及び教頭の昇任に当たっては、原則として他の市町村に配置する。

新規採用者の配置については、初任者研修の実施等を考慮し、必要な調整を行う。また、特別の事情がある場合のほか、努めて出身地を避ける。

計画的他管交流により転出した者については、他管交流者名簿を作成し、原則として3年勤務したのちに、特に意を用いて異動させる。

へき地学校に相当期間勤務した者については特に意を用い、へき地学校勤務者名簿を作成し、希望地又はへき地学校以外の学校との交流を図る。

特別支援学級担当者については特に意を用い、特別支援教育の専門性を有する教員を適正に配置するように努める。

特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

2 人事異動の結果

令和6年度の人事異動は、学校及び地域の特性を勘案し、活力ある教育活動が展開されるよう、校長、教頭については、充実した学校経営を期して、人格、識見、指導力のある人材を適所に配置することに努めた。一般教職員については、勤務校固定化の解消、職員組織の活性化を図るとともに、職員個々の能力・適性を生かす配置をすることに努めた。

校長については、退職者が小学校35人、中学校19人、役職定年者が小学校19人、中学校12人、教育行政機関等への転出者12人、計97人に対し、校長採用者は、小学校70人、中学校27人、計97

人となった。

この97人の内訳は、小・中学校教頭から新たに登用された者77人、教育行政機関等から採用された者20人であった。

また、校長の転任者は52人（前年度52人）であった。

教頭については、小・中学校教諭から新たに登用された者66人（前年度34人）、教育行政機関等から採用された者が36人、また、転任が71人（前年度76人）であった。

一般職員の転任については、小・中学校合わせて935人となり、前年度1,039人を104人下回る数となった。

これらの異動のうち、へき地交流者数は111人（前年度111人）、他管交流者は73人（前年度66人）である。また、同一校10年以上勤務者については、小学校54人（解消率90.0%）、中学校35人（解消率87.5%）の異動を行った。

小・中学校全体の異動総数（退職・採用・昇任・転任の計）は2,034人となり、前年度の2,261人を227人下回る異動となった。

令和6年度 小・中学校異動集計表

		校 長	教 頭	教 諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭 栄養職員	計	5年度
退 職	定 年								308
	勸 奨	3	2	55	4	2		66	54
	普 通	51	7	81	6	5		150	31
小 計		54	9	136	10	7		216	393
退 職 等	他 県 へ			1	1			2	11
	弘 大 附 属 へ			8	2			10	9
	高 等 学 校 へ			1				1	
	特 別 支 援 学 校 へ			5				5	7
	教 育 庁 へ	4	5	18		6		33	26
	市 町 村 へ	8	7	20				35	42
	三 本 木 高 附 属 中 へ			3				3	3
	知 事 部 局 へ			1				1	1
	弘大教育学部へ(教職大学院)								1
	暫 定 再 任 用 終 了			95	5	12		112	79
	役 職 定 年 (教 諭 へ)	31	3					34	
	そ の 他 (栄 養 教 諭 等 へ)						1	1	1
	合 計	97	24	288	18	25	1	453	573
転 任 ・ 免 職 採 用	52	71	835	51	48	1	1,058	1,164	
採 用 等	他 県 か ら			13				13	19
	弘 大 附 属 か ら		1	7	2			10	8
	高 等 学 校 か ら			1				1	2
	特 別 支 援 学 校 か ら			5				5	6
	教 育 庁 か ら	9	16	2		2		29	28
	市 町 村 か ら	11	18	1				30	38
	三 本 木 高 附 属 中 か ら			3				3	1
	知 事 部 局 か ら		1					1	1
	弘大教育学部から(教職大学院)								1
	暫 定 再 任 用 へ								124
	役 職 定 年 か ら			34				34	
	定 年 前 再 任 用 へ			14		1		15	
	新 規	新 規 学 卒			95	7	12		114
講 師 か ら			109	4			113	105	
そ の 他	77	66	5		6	1	155	91	
小 計	77	66	209	11	18	1	382	296	
合 計	97	102	289	13	21	1	523	524	
総 計	246	197	1,412	82	94	3	2,034	2,261	

2節 県立学校

1 異動方針

職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期すため、次の方針によって県立学校職員の異動を行う。

(1) 基本方針

教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。

地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。

郡部と市部、高等学校と特別支援学校、高等学校の各課程間の相互の交流を図る。

市町村教育委員会との連携を密にして、市町村立学校職員との交流を考慮する。

勤務校の固定化の解消に努める。

広域にわたる人事の交流を推進する。

(2) 実施方針

年齢、経歴、性別、特性、所持免許状の教科等を考慮して、職員組織の適正を図る。

教頭及び事務長については、特に意を用い、適任者の配置に努める。

同一校（全日制・定時制・通信制の各課程はそれぞれ1校と見なす。以下同じ。）勤務3年未満の者は、原則として転任させない。

同一校勤務10年以上の者は、原則として転任させる。

定時制課程又は通信制課程に相当期間勤務した者は、特に意を用いて異動させる。

校長の新規採用に当たっては、原則として他の地域に配属する。

新規採用者の配置については、特別の事情がある場合のほか、出身地を避ける。

特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

関係学校長の意見を聞いて異動の適正を期する。

2 人事異動の結果

令和6年度県立学校職員の人事異動に当たって特に意を用いたことは、前年度に引き続き、学校及び地域の特性を勘案し、活力ある教育活動が展開されるよう、校長、教頭については、充実した学校経営を期して、人格、識見、指導力のある人材を適所に配置したこと、併せて女性の管理職への登用にも意を用いたこと、一般職員については、勤務校固定化の解消、職員組織の活性化を図るとともに、職員個々の能力・適性を生かす配置に努めたことなどであった。

校長については、退職者等15人、校長採用者は教頭から新たに登用された者が10人、教育行政機関からの採用が5人、転任者数が15人の併せて45人の異動となった。

教頭については、退職者3人、教育行政機関への転出者4人、校長への採用者10人、教頭採用・昇任者は、教諭から新たに登用された者が17人、教育行政機関等からの採用が3人であった。また、転任者は22人であった。

一般教職員については、退職者164人、採用者121人、転任者348人の異動となった。

これらの異動のうち、全日制同一校勤務10年以上の解消者数は33人、定・通同一校勤務5年以上の解消者数は12人、特別支援学校同一校勤務10年以上の解消者数は17人となった。

全・定交流については、全日制から定時制・通信制へ13人、定時制・通信制から全日制へ24人

であった。

この結果、県立学校の異動総数（退職・採用・昇任・転任の合計）は、749人となり、前年度の985人を236人下回った。

令和6年度 県立学校教職員異動集計表

（高等学校、特別支援学校（盲・聾・養護学校）、県立中学校）

		校 長		教 頭		教 諭		養護教諭		実習助・寄宿		事務・単労・栄養		計	
		前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度
退	定 年	14	15		70		1		6		16		122		
	勸 奨				6	12		1		2		9	12		
職	普 通	6	3	16	3	2	1	2	1	6	4	35	9		
	小 計	6	14	3	15	22	85	2	2	3	7	8	20	44	143
退	他県公立学校へ				2			1					2	1	
	弘大附属へ			1	5	3							5	4	
職	県内小中学校へ				9	6		2			1		9	9	
	教育庁へ	1	2	4	4	19	18	1			7	5	32	29	
等	市町村へ					1						1		2	
	知事部局へ				5	2			1			1	6	3	
等	独立行政法人等へ			1	2	2							2	3	
	暫定再任用終了				57	45		1	6	3	12	6	75	55	
等	役職定年(教諭へ)	8	5								3		16		
	その他(栄養教諭等へ)														
合	計	15	16	12	21	121	162	3	6	10	30	34	191	249	
	全日制 全日制	10	9	7	13	147	222	1	11	8	25	14	42	187	322
転	全日制 定通制			3	9	18	2	4		1	2	2	13	28	
	定通制 全日制			4	3	13	9	2	3	2	3	4	24	21	
任	定通制 定通制			1	1	2	4	1			1		5	5	
	特 支 高 校			2	1		4			1	4	1	7	6	
等	高 校 特 支		1			1	1	1	1		1	2	4	4	
	特 支 特 支	5	5	8	8	104	96	5	13	16	10	9	145	134	
等	高 校 県立中														
	県立中 高 校														
合	計	15	15	22	29	276	354	12	19	24	45	36	58	385	520
	新 規 学 卒					6	8		1		10	2	16	11	
採	規 講 師 从 事 者 等					46	41	1		2	1		49	42	
	昇任・その他	10	7	17	17	9	6			3	4	9	8	48	42
用	小 計	10	7	17	17	61	55	1	1	5	5	19	10	113	95
	他県公立学校から					5	4						5	4	
等	弘大附属・民間人から			1	1	3	2						4	3	
	県内小中学校から					9	9					1	9	10	
等	教育庁から	5	3	1	5	10	15	1	1		4	2	21	26	
	知事部局から			1		1	1						2	1	
等	独立行政法人等から		1			2	2						2	3	
	暫定再任用へ						60			3		11		74	
等	役職定年から					13					3		16		
	定年前再任用へ					1							1		
合	計	15	11	20	23	91	148	2	2	5	8	23	24	173	216
	総 計	45	42	54	73	488	664	17	27	39	63	89	116	749	985

3章 採用・昇任・退職

1節 採用・昇任

1 小・中学校校長

公立小・中学校の校長の採用候補者の選考制度は、昭和40年度から実施してきた。

選考は、校長の職務の重要性にかんがみ、教育に関する理念や識見を有し、リーダーシップを発揮し、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保するため実施するものとした。

選考の対象は、下記に該当する者である。

教職経験年数が10年以上の者。

教頭等経験年数は2年以上とする。教頭等経験年数には、国立学校にあつては、公立学校の教頭に準ずる職にあつた期間を含む。

年齢は40歳以上、58歳未満とする。

原則として小・中・高教諭又は養護教諭の専修免許状又は一種（一級）免許状所持者。

選考方法は、調書を提出させ、その者について面接を行った。

（面接は、令和5年12月9日（土）、12月10日（日）の2日間、青森工業高校で実施）

教育事務所管内別出願・採用状況

項目	教育事務所名								計
	東青	西北	中南	上北	下北	三八	国立		
出願者数	67	41	62	57	24	79	0	330	
受験者数	67	41	61	56	24	77	0	326	
採用者数	19	17	17	21	5	18	0	97	

年齢別受験・採用状況

項目	年齢				計
	40～44	45～49	50～54	55～	
受験者数	0	18	195	113	326
採用者数	0	0	34	63	97

2 小・中学校教頭

公立小・中学校の教頭候補者選考は、従来、市町村教育委員会教育長から推せんされた者の中から選考してきたが、昭和54年から出願制度に改めた。

選考は、教頭の職務の重要性にかんがみ、教育に関する理念や識見及び優れた資質能力を有する人材を広く求めるため実施するものとした。

選考の対象は、下記に該当する者である。

教職経験年数が10年以上の者。

年齢は38歳以上とする。

原則として小・中学校の教諭又は養護教諭の専修免許又は一種（一級）免許状所持者。

論述試験は、令和5年8月10日（木）、各教育事務所ごとに、青森工業高校（東青）、五所川原工科高校（西北）、弘前工業高校（中南）、十和田工業高校（上北）、むつ工業高校（下北）、八戸中央高校（三八）の6会場で実施した。

面接は、令和5年11月3日（金）、11月4日（土）の2日間、論述試験合格者に調書を提出させ、その者について、県総合学校教育センターで実施した。

教育事務所管内別出願・昇任状況

教育事務所名 項目	東 青	西 北	中 南	上 北	下 北	三 八	県立・ 国立等	計
出 願 者 数	119	50	96	124	30	124	21	564
受 験 者 数	115	47	94	120	28	118	21	543
面 接 者 数	56	25	39	52	15	54	9	250
昇 任 者 数	23	16	17	19	5	21	1	102

年 齢 別 受 験 ・ 昇 任 状 況

年 齢 項目	38～39	40～44	45～49	50～54	55～	計
受 験 者 数	13	111	201	185	33	543
昇 任 者 数	0	0	44	56	2	102

3 県立学校校長

県立学校の校長候補者選考は、平成17年度から出願制度とした。

選考は人物、勤務実績等を十分に考慮して、単に管理職にある者に必要とされる知識のみならず、県立学校の校長としての職務の重要性に鑑み、教育に関する理念や識見を有し、リーダーシップを発揮し、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保するため実施した。

選考対象者

県立学校に勤務する教頭で、令和6年3月31日に次の、のいずれも満たす者とする。

年齢が57歳以下の者

教頭の職に2年以上ある者（充て指導主事（教頭）を含む）

選考方法

出願者全員を対象に、「論述試験 - 実践レポート - 」を提出させ、令和5年10月7日（土）総合学校教育センターにおいて、「面接」を行った。

出願状況

項目	年齢					計
	49～50	51～52	53～54	55～56	57～58	
出願者数	1人	2人	18人	18人	10人	49人
採用者数	0	0	3	4	3	10

4 県立学校教頭

県立学校の教頭候補者選考は、平成15年度から出願制度とした。

選考は、人物、勤務実績等を十分に考慮して、単に管理職にある者に必要とされる知識のみならず、県立学校の教頭としての職務の重要性に鑑み、教育に関する理念や識見及び優れた資質能力を有する人材を広く求めるために実施した。

選考対象者

県内の国・公立学校に勤務する職員で、令和6年3月31日に次の、のいずれも満たす者とする。

教育に関する職に10年以上ある者

年齢が40歳以上の者

小学校・中学校の教諭の専修免許状若しくは一種（一級）免許状、高等学校の教諭の専修（一級）免許状若しくは一種（二級）免許状、養護教諭の専修免許状若しくは一種（一級）免許状、特別支援学校の自立教科教諭の一種免許状を所持している者

選考方法

第1次選考

出願者全員に「論述試験 - 実践レポート - 」を提出させた。

第2次選考

第1次選考結果により、令和5年10月28日（土）県総合社会教育センターにおいて、「小論文」及び「面接」を行った。

出願状況

項目 \ 年齢	40～44	45～49	50～54	55～59	計
第1次選考対象者数	2人	37人	62人	4人	105人
第2次選考対象者数	1	22	30	1	54
昇任者数	0	4	13	1	18

5 教 員

令和6年度教員採用候補者選考の第一次試験は、令和5年7月22日（土）、青森工業高等学校、青森商業高等学校、青森東高等学校及び都道府県会館（東京都）の4会場において、筆記試験（一般・教職教養及び教科専門（小学校は全教科））を実施した。

第二次試験は、第一次試験通過者を対象に、令和5年9月23日（土）、24日（日）、青森高等学校及び青森西高等学校において小論文、面接（集団討論・個人面接）、適性検査、実技試験を実施した。実技試験は、中学校及び高等学校については音楽、美術、書道、保健体育、家庭、英語を行った。

また、昨年度に引き続き、スポーツの分野において特に優秀な実績を有する者を対象とした「スポーツ特別選考」、障害がある者がより受験しやすいよう障害の種類や程度に応じて必要な配慮をする「障害者特別選考」及び民間企業等の勤務経験があり、優れた知識・技能を有する人材を学校教育に積極的に活用していくため、「社会人特別選考」を実施した。

令和6年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験総括表

区分 校種等	応募者数 (一般選考+特別選考)			総受験者数 (入水特面按通過者を含む)			採用候補者合計 (一般選考+特別選考)			辞退者数 (採用延期者を含む)			本採用者数			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
小学校	(6) 61	(16) 100	(22) 161	(6) 58	(16) 98	(22) 156	(3) 45	(10) 90	(13) 135	2	(1) 14	(1) 16	(3) 44	(9) 79	(12) 123	
中学校	国語	8	(2) 16	(2) 24	8	(2) 16	(2) 24	3	(1) 5	(1) 8	(1)	(1)	3	5	8	
	社会	(13) 60	(11) 16	(24) 76	(12) 59	(11) 16	(23) 75	16	(2) 2	(4) 18	1		(2) 15	(2) 2	(4) 17	
	数学	(1) 32	13	(1) 45	(1) 32	13	(1) 45	14	6	20		1	1	14	6	20
	理科	(1) 14	(3) 5	(4) 19	(1) 13	(3) 4	(4) 17	7	(2) 2	(2) 9			7	(2) 2	(2) 9	
	音楽	(1) 2	(2) 28	(3) 30	(1) 2	(2) 28	(3) 30		7	8			1	7	8	
	美術		3	3		3	3		2	2				3	3	
	保健体育	(11) 63	(12) 33	(23) 96	(10) 60	(12) 31	(22) 91	(2) 9	(2) 5	(4) 14			(2) 9	(2) 5	(4) 14	
	技術	8		8	8		8	3		3			3		3	
	家庭		6	6		6	6		1	1				1	1	
	英語	(1) 15	(4) 32	(5) 47	(1) 15	(4) 28	(5) 43	7	9	16				7	(1) 9	(1) 16
小計	(28) 202	(34) 152	(62) 354	(26) 197	(34) 145	(60) 342	(4) 60	(8) 39	(12) 99	1	(1) 1	(1) 2	(4) 59	(7) 40	(11) 99	
高等学校	国語	11	12	23	11	11	22		3	4			(1) 1	3	(1) 4	
	公民	(3) 19	(2) 5	(5) 24	(3) 16	(2) 2	(5) 18	(1) 1		(1) 1			(1) 1		(1) 1	
	地理歴史	(2) 23	8	(2) 31	(2) 22	8	(2) 30	(1) 1		(1) 2			(1) 1	1	(1) 2	
	数学	23	(1) 3	(1) 26	23	(1) 2	(1) 25	(1) 1		(1) 1			(1) 1		(1) 1	
	物理	9	2	11	9	2	11	1		1			(1) 1		(1) 1	
	化学	8	1	9	8	1	9	2		2			2		2	
	生物	7	(1) 5	(1) 12	6	(1) 4	(1) 10		1	(1) 2			1	(1) 1	(1) 2	
	地学	2		2	2		2									
	音楽	2	5	7	1	4	5		1	1				1	1	
	美術		7	7	0	7	7		1	1				1	1	
	書道	3	4	7	3	4	7		1	1				1	1	
	保健体育	(12) 67	(5) 18	(17) 85	(12) 65	(5) 17	(17) 82	(4) 2	(2)	(6) 4			(4) 2	(2) 2	(6) 4	
	家庭	4	9	13	4	9	13		1	1				1	1	
	英語	9	12	21	9	11	20		2	2		1	1		1	
	商業	11	4	15	11	4	15	1		1				1	1	
	農業	(1) 10	3	(1) 13	(1) 10	3	(1) 13	(1) 1		(1) 1			(1) 1		(1) 1	
	工業(薬)	4	1	5	3	1	4	1		2			1	1	2	
工業(薬)	8		8	7		7	1		1			1		1		
水産(水産)	1		1	1		1										
水産(海洋)	2		2	2		2	1		1			1		1		
情報	(5) 14	(1) 2	(6) 16	(5) 14	(1) 2	(6) 16						(2)	(1)	(3)		
小計	(23) 237	(10) 101	(33) 338	(23) 227	(10) 92	(33) 319	(12) 15	(4) 14	(16) 29		1	1	(12) 15	(4) 13	(16) 28	
特別支援学校	(57)	(60)	(117)	(55)	(60)	(115)	(19)	(22)	(41)		(2)	(2)	(19)	(20)	(39)	
養護教諭		89	89		87	87		11	11				12	12		
栄養教諭	1	17	18	1	17	18		1	1				1	1		
合計	558	519	1,077	538	499	1,037	(139)	(177)	316	3	18	21	137	165	302	

()は特別支援学校で外数

「辞退者数」には、教職大学院進学予定者及び在学中の採用候補者における次年度以降への採用延期者(小学校5名、中学校2名)を含む。

2節 退職勸奨

1 学校職員の退職勸奨基準

学校職員(県立学校の職員及び市町村立学校の県費負担教職員をいう。以下「職員」という。)に係る退職の勸奨については、公務能率の維持向上を図ること等を目的とし、毎年度この基準の定めるところにより行うものとする。

各年度における退職の勸奨は、満年齢が50歳以上で、かつ、退職日における勤続期間が20年以上の職員のうち、退職の勸奨を行うことを適当と認める職員について行う。

退職の勸奨を受けて退職する職員の退職日は、原則として勸奨を受けた年度の末日(以下「原則退職日」という。)とする。ただし、特別の事情が認められる場合は、原則退職日の前日までに退職させることができる。

退職の勸奨の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

令和5年度末勸奨退職者数

校種 職種 教育 事務所	小学校				中学校				県立学校 (高校・特別支援)				計			
	校 長	教 員	その 他の 職員	計	校 長	教 員	その 他の 職員	計	校 長	教 員	その 他の 職員	計	校 長	教 員	その 他の 職員	計
	東 青	1	12	-	13	-	1	-	1	-	-	-	-	1	13	-
西 北	-	13	-	13	-	2	-	2	-	-	-	-	0	15	-	15
中 南	1	10	-	11	-	2	-	2	-	-	-	-	1	12	-	13
上 北	-	5	1	6	-	2	1	3	-	-	-	-	-	7	2	9
下 北	1	2	-	3	-	0	-	0	-	-	-	-	1	2	-	3
三 八	-	8	-	8	-	4	-	4	-	-	-	-	-	12	-	14
県 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	9	-	12	-	12
計	3	50	1	54	-	11	1	12	-	6	3	9	3	73	2	80

4章 給 与 等

1 令和5年度における人事委員会勧告

令和5年10月6日、人事委員会は、県議会及び知事に対して職員の給与等に関する報告を行い、併せて、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮し、総合的に判断して、次のとおり勧告した。

「勧告の概要」

本年の給与の改定

給 料 表

- ・職員給与が民間給与を3,907円（1.14%）下回る
- ・人事院勧告の内容に準じ、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表を引上げ改定
期末手当・勤勉手当
- ・民間の支給割合との均衡を図るため4.30月分 4.40月分に引上げ
- ・引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

実 施 時 期

- ・給料表：令和5年4月1日
- ・期末手当・勤勉手当：令和5年12月1日

2 給 与 改 定

令和5年11月の定例県議会において給与改定に係る給与条例が改正され、公布の日（令和5年12月15日）から施行され、令和5年4月1日から適用された。

5章 免 許

令和5年度教員免許状授与件数

(幼・小・中・特別支援学校、養護教諭、栄養教諭)

校種 種別	幼稚園	小学校	中 学 校													特別支援学校	特別支援学校 (<small>自立教科(理療)</small>)	養護教諭	栄養教諭	
			国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	職業	外国語	宗教					計
専修		9	2	1	3	6	1		3	1	1			3		21			1	
1種	57	132	32	35	23	47	7	4	38	24	4	11		34		259	25		40	5
2種	265	15		2		1					1			1		5	63		10	3
特別																				
臨時	1	116	1	4	7	7		7	1	2	5	3		6		43	22		2	
計	323	272	35	42	33	61	8	11	42	27	11	14		44		328	110		53	8

(高等学校)

教科 種別	国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工書	保健体育	保健	看護	家庭	家庭学習	情報	情報実習	農業	農業実習	工業	商業	水産	福祉	外国語	合計	
																								計
専修	1		1	6	9	1			3	1								1				3	26	
1種	35	24	43	40	68	7	2		44	24	6	11		15		13		7	22	1		36	398	
特別																		1					1	
臨時		1	1	1	2	1			4	2	2	5	3		1			1				7	2	33
計	36	25	45	47	79	9	2		4	49	27	11	14		16		13	10	22	1	7	41	458	

令和5年度免許法認定講習受講者

会 場	免許状の種類	科目区分	開設科目	受講者数	合格者数
青 森 市	特支一・二種	特別支援教育	知的障害教育総論	54	54
			病弱教育総論	62	62
			重複・LD等の教育	83	83
			聴覚障害教育の 教育課程・指導法	74	74
			肢体不自由教育総論	67	67
			特別支援教育概論	76	76
			視覚障害児の 心理・生理・病理	102	102
小 計			7科目	518	518
弘 前 市	小 二 種	教科及び教職 に関する科目	図画工作教育法A	34	34
			理科教育法A	30	30
			国語教育法A	32	32
			生徒指導・教育相談・ 進路指導A	33	32
			社会教育法A	18	18
			道徳教育概論	13	13
			算数教育法A	49	49
小 計			7科目	209	208
合 計			14科目	727	726

6章 教職員研修・教育研究

1節 教職員研修

教職員の資質向上を図るため、次のとおり研修及び研修への派遣を実施した。

1 幼稚園

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
幼稚園等新規採用教員研修	7	5月22日	県総合学校教育センター	青森県の幼児教育 特別な配慮を要する幼児との関わり方 健やかな成長のための環境と習慣づくり 図画工作科における指導と評価の一体化 「造形的な見方・考え方」を働かせて資質・能力を育成する造形遊び 「音楽的な見方・考え方」を働かせて資質・能力を育成する表現活動 造形と音楽のコラボレーション これからの図工と音楽の授業づくり
	3	8月17日～18日		保護者理解と信頼関係を築くための対応 本人・保護者の思いによりそう 教育相談 学校における教育相談の実際 保護者との面談
	2	9月20日		素材に親しみ工夫して遊ぶためのつくる活動 幼児期における発達の理解と幼小連携
	2	7月14日		保育の展開と援助の在り方 保育活動の実際 医師の視点からかかわり方を見直す
	4	9月29日		
	4	11月10日		
幼稚園教育課程青森県研究協議会	89	8月21日	県総合学校教育センター	研究実践発表（幼小接続、「幼保小架け橋プログラム」について） 協議（「指導計画の作成、保育の展開」について） 講演（「指導の過程の評価、改善」について）

2 小 学 校

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
初任者研修 (実地研修)	62	4月～3月 (180～240時間)	勤務校	教職教養 教育目標と実践計画 学級経営 授業研修等
初任者研修 (校外研修) 学級経営基礎講座	62	4月～3月(12日間)		
	62	5月11日～12日	県総合学校教育センター	信頼関係を築き上げる学級経営 への取組等
学習指導基礎講座	62	6月18日	県総合学校教育センター	授業づくりの基礎・基本等
学級経営基礎講座	62	9月7日	県総合学校教育センター	生徒指導・教員のメンタルヘル ス等
学習指導基礎講座	62	11月2日	県総合学校教育センター	情報モラルの指導・道徳科の展 開等
学級経営基礎講座	62	12月7日	県総合学校教育センター	学級経営の評価と改善
赴任時研修	62	4月1日	5 教育事務所	教師としての心構え・福利厚生 と服務等
示範授業研修	62	5月～6月(1日)	5 教育事務所	示範授業参観、授業の在り方
一般授業研修	62	8月(1日)	5 教育事務所	学習指導案等作成
特別活動研修	62	9月～11月(1日)	5 教育事務所	特別活動の進め方
一般授業研修	62	1月(1日)	5 教育事務所	授業の評価、授業実践の結果と 課題
まとめ研修	62	1月～2月(1日)	5 教育事務所	初任者研修の成果と課題等
フォローアップ (2年次) 研修	52	5月31日 12月15日	県総合学校教育 センター	キャリア教育の実際 学習指導 カリキュラム・マネジメントの 実際
中堅教諭等 資質向上研 修(前期)	70	7月4日～5日 (ほか選択講座2日)	県総合学校教 育センター	児童生徒の理解と指導について “児童生徒が育つ”働きかけ 特別の教科道徳の授業づくり等
中堅教諭等 資質向上研 修(後期)	19	7月6日～7日 12月14日～15日 (ほか選択講座4日)	県総合学校教 育センター	中堅教諭に必要なマネジメント 意識 協働で取り組む特別支援教育等 PDCAサイクルを基にした授業 の自己評価 中堅後期研修後に向けたキャリ アデザイン等
教育課程研 究集会(オン デマンド型)	1,450	7月～8月(1日)	6 教育事務所	小学校教育課程の諸問題の解明 を図るための授業実践発表及び 指導助言
教職員等中 央研修	16	6月～3月	(オンライン・ 集合)	校長研修 副校長・教頭等研修 中堅教員研修 リーダー教員育成研修

初任者研修、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)には、中核市を含んでいない。

3 中 学 校

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
初任者研修 (実地研修)	46	4月～3月 (180～240時間)	勤務校	教職教養 教育目標と実践計画 学級経営 授業研修等
初任者研修 (校外研修)	46	4月～3月(12日間)		
学級経営基礎講座	46	5月18日	県総合学校教育センター	学級経営の意義とねらい・教員のメンタルヘルス等
教科等教育基礎講座	46	6月1日～2日	県総合学校教育センター	子どもが主体的・対話的で深い学びに向かう授業づくり等
学級経営基礎講座	46	8月31日	県総合学校教育センター	生徒指導の進め方等
教科等教育基礎講座	46	10月12日	県総合学校教育センター	教科指導におけるICT活用等
教科等教育基礎講座	46	11月16日	県総合学校教育センター	情報モラルの指導、授業実践を振り返って等
赴任時研修	46	4月1日	5 教育事務所	教師としての心構え・福利厚生と服務等
示範授業研修	46	5月～6月(1日)	5 教育事務所	示範授業参観、授業の在り方
一般授業研修	46	8月(1日)	5 教育事務所	学習指導案等作成
特別活動研修	46	9月～11月(1日)	5 教育事務所	特別活動の進め方
一般授業研修	46	1月(1日)	5 教育事務所	授業の評価、授業実践の結果と課題
まとめ研修	46	1月～2月(1日)	5 教育事務所	初任者研修の成果と課題等
フォローアップ (2年次) 研修	29	5月31日 12月15日	県総合学校教育センター	キャリア教育の実際 学習指導 カリキュラム・マネジメントの実践
中堅教諭等 資質向上研修 (前期)	33	7月4日～5日 (ほか選択講座2日)	県総合学校教育センター	児童生徒の理解と指導について “児童生徒が育つ”働きかけ 特別の教科道徳の授業づくり等
中堅教諭等 資質向上研修 (後期)	21	7月6日～7日 12月14日～15日 (ほか選択講座4日)	県総合学校教育センター	中堅教諭に必要なマネジメント意識 協働で取り組む特別支援教育等 PDCAサイクルを基にした授業の自己評価 中堅後期研修後にかけたキャリアデザイン等
教育課程研究 集会(資料研修)	2,441	7月～8月(1日)	6 教育事務所	中学校教育課程の実施に向けた 資料による研修
道徳教育推進 研修(行政法人 教職員支援機構)	1	11月8日～10日 (3日間)	(オンライン)	道徳教育のマネジメント 実践活動や体験活動を通じた道徳教育 特別の教科道徳の指導と評価 特別な支援を要する児童・生徒に対する道徳教育
全国キャリア教育・ 進路指導担当者 等研究協議会	2	11月14日	(オンライン)	職業に関する体験活動について キャリアパスポートの展開
教職員等中央 研修	15	6月～3月	(オンライン・集合)	校長研修 副校長・教頭等研修 中堅教員研修 リーダー教員育成研修

初任者研修、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)には、中核市を含んでいない。

4 高等学校

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
初任者研修 (実地研修) 180時間以上	17	4月～3月	各勤務校	教職教養 教育目標と教育課程 学習指導、特別活動 生徒指導、進路指導
初任者研修 (校外研修) 12日	17	4月～3月	県総合学校教育センター等	教職員の服務規律、社会人としてのマナー 生徒理解への取組 特別な配慮を要する生徒への対応 授業で身に付けさせる資質・能力 授業実践の基礎 ホームルーム経営 協力校の授業参観と研究協議 1年間の振り返り
フォローアップ (2年次) 研修	27	5月23日～24日	県総合学校教育センター	学校安全と危機管理 教科指導 ホームルーム経営
中堅教諭等 資質向上研 修(前期)	37	5月16日 9月12日	県総合学校教育センター等	前期中堅教諭に期待すること いじめ・不登校のない学校づくり 主体的・対話的で深い学びの視 点で行う授業改善
中堅教諭等 資質向上研 修(後期)	38	6月27日～28日 8月25日 12月8日	県総合学校教育センター等	温かい人間関係づくり 資質・能力を育む授業づくりに 向けて 後期中堅教諭に期待すること
教務主任連 絡協議会	80	4月16日	県総合学校教育センター	令和6年度学校教育指導の方針 と重点の趣旨 関係事業説明、分掌事務遂行の 留意点の周知徹底
教務主任研 究協議会	74	10月21日	県総合学校教育センター	指導と評価の一体化のための学 習評価 ワークショップ
県立学校長 研究協議会	65	7月11日	県総合学校教育センター	講演・ワークショップ 研究協議、情報交換
県立学校教 頭研究協議 会	89	6月23日	県総合学校教育センター	講演・ワークショップ 研究協議、情報交換
教職員等中 央研修	22	5月～1月	(オンライン)	教育指導と学校管理 教育課程の編成と管理 学校指導の原理と方法 生徒指導・進路指導の原理と方法

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
進路指導主事 研究協議会	75	4月19日	県総合学校教育センター	講演 研究協議、情報交換
生徒指導主事 研究協議会		6月8日 (資料配付)		県内の生徒指導等の状況について 生徒指導上の諸課題における多 機関連携に関する講演 各学校の生徒指導に係る取組に 関する協議
全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会	3	11月	(オンライン)	これからのキャリア教育の在り方 や具体的な手法・実践等につ いての研究協議・情報交換
キャリア教育 指導者養成 研修	2	6月20日～23日	パレプラン高志 会館(富山市)	発達段階に応じたキャリア教育 の在り方、校内外の連携を踏ま えたキャリア教育推進のための 具体的な手立て
産業・情報 技術等指導 者養成研修	農業 3 家庭 1	7月24日～7月28日 8月21日～8月23日	アクトシティ浜松 研修交流センター 全国高等学校長協会 家庭部会事務局 文化服装学院	各教科における授業改善及び評 価に関する講義と演習
学校農業クラブ・学校家庭 クラブ指導者 養成講座	家庭 1 農業 2	7月25日～7月26日 8月7日～8月9日	国立オリンピック 記念青少年総合 センター	家庭クラブ指導者の資質の向上 農業クラブ指導者の資質の向上
学校教育の情報化指導者養成 研修	2	9月20日～9月22日	(オンライン)	各学校における学校教育の情報 化を組織的に推進する指導者 として必要な知識等の習得

5 特別支援学校

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
初任者研修 (実地研修) 240時間以上	36	4月～3月	各勤務校	教職教養 教育目標と実践計画 授業研究 生徒指導と進路指導
初任者研修 (校外研修) 21日	36	4月～3月	県総合学校教育センター等	教職員の服務・福利厚生 特別支援教育の概要 一人一人のニーズに応じた指導 学級経営の基礎・基本 小学校の授業参観・協議 生徒指導上の課題への対応 救急法 福祉施設等見学 研修の意義・まとめ
フォローアップ (2年次) 研修	32	9月21日～22日	県総合学校教育センター	授業改善 授業検討
中堅教諭等資質 向上研修(前期) (校内研修) 5日	26	4月～3月	各勤務校	授業研究・教材研究 研修のまとめ
中堅教諭等資質 向上研修(前期) (校外研修) 4日	26	4月～3月	県総合学校教育センター等	関係機関との連携 効果的なT T 授業改善 キャリア教育
中堅教諭等資質 向上研修(後期) (校内研修) 7日	31	4月～3月	各勤務校	授業研究・教材研究 研修のまとめ
中堅教諭等資質 向上研修(後期) (校外研修) 8日	31	4月～3月	県総合学校教育センター等	関係機関との連携 学校課題とその対応 授業の課題分析 思考法の活用
教務主任連 絡協議会・ 研究協議会	21	4月18日 10月4日	県総合学校教育センター	講話 研究協議
県立学校長 研究協議会	19	7月11日	県総合学校教育センター	関係事業等説明
県立学校教頭 研究協議会	24	6月23日	県総合学校教育センター	関係事業等説明

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
教職員等中央研修	7	6月～1月	オンライン又はつくば中央研修センター	講義 研究協議
進路指導主事研究協議会	21	4月19日	県総合学校教育センター	講義 研究協議
研究主任研究協議会	21	5月2日 1月12日	県総合学校教育センター (オンライン)	講義 研究協議
生徒指導主事研究協議会	21	4月25日	県総合学校教育センター	情報提供 講演 研究協議
特別支援教育新担当教員研修会	190	6月～9月	各教育事務所管内	情報提供
特別支援教育専門研修	6	5月～7月 9月～11月 令和6年 1月～3月	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(オンライン及び集合・宿泊型研修)	講義 研究協議
特別研究員(地域連携型)	1	4月17日～ 令和6年3月15日	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	研究
交流及び共同学習推進指導者研究協議会	1	11月22日	(オンライン)	講義 研究協議
I C T活用に関わる指導者研究協議会	3	7月27日～28日		講義 研究協議

6 生徒指導等

名 称	人 員	期 間	場 所	内 容
生徒指導基幹研修	5	8月1日～8月31日 期間中の3日間	Zoomミーティングによるオンライン	生徒指導に関する現状と課題 生徒指導における事例研究及び演習 不登校、いじめ、自殺問題への対応
今日から始めるいじめ対策研修講座	43	5月19日	県総合学校教育センター	いじめについての認識と理解 いじめの理解といじめ防止のための取組 不登校児童生徒の理解・対応とチーム連携
今日から始める不登校対策研修講座	35	7月3日	県総合学校教育センター	

7 大学院教員派遣

大 学 院 派 遣

県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教員を大学院に派遣し、その資質の向上を図る。

派 遣 先	人 員	研修期間	専攻 / コース
上越教育大学院	小 学 校 1	令和5年 4月1日～ 令和7年 3月31日	教育実践高度化 / 学校教育実践研究
弘前大学大学院	高 等 学 校 1		人文社会科学 / 文化芸術

教職大学院派遣

県内の公立小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教員を弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻(教職大学院)に派遣し、教育実践力を身に付けたミドルリーダーの育成を図る。

派 遣 先	人 員	研修期間	専攻 / コース
弘前大学教職大学院	小 学 校 2 中 学 校 3 高 等 学 校 2 特 別 支 援 学 校 1	令和5年 4月1日～ 令和7年 3月31日	教育実践 / ミドルリーダー養成

8 指導改善研修

本県では、平成15年度から、児童等への指導が不適切な教員を「研修措置教員」に認定し、県総合学校教育センターや所属校等において研修を行う「研修措置制度」を実施してきた。

一方、指導が不適切な教員に対する人事管理について、各都道府県教育委員会の制度の内容や運用にばらつきがあったため、全国的な教育水準の確保を図る観点から、平成19年6月に教育公務員特例法が改正された。

同法の改正により、本県では、平成20年度より、研修措置制度に代えて、児童等に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、その能力、適性等に応じて、指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（指導改善研修）を実施した。

なお、指導改善研修と研修措置制度とは、研修期間（指導改善研修は最長2年、研修措置制度の研修は最長3年）以外に、大きな違いはない。

対象教員

県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員（条件付採用期間中の職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び暫定再任用職員を除く。）

指導改善研修対象教員の定義

教員に求められる資質能力に課題があり、児童等を適切に指導できないため、教育活動に支障をきたし、児童等に対しての責任が果たせないことから、指導改善研修を受講させる必要のある教員をいう。ただし、疾病により児童等を適切に指導できない者を除く。

指導改善研修対象教員の認定までの対応

学校における対応	<ul style="list-style-type: none">・指導が不適切な教員の実態把握・校内での指導又は研修と「指導・観察記録簿」等の作成・指導の改善が見られない教員について教育委員会へ報告
市町村教育委員会における対応	<ul style="list-style-type: none">・報告内容の精査・確認・県教育委員会への指導改善研修対象教員の認定申請
県教育委員会における対応	<ul style="list-style-type: none">・申請（県立学校の場合は、報告）内容の精査・確認・指導改善研修対象教員審査会への審査依頼・指導改善研修対象教員の認定

研修の実施

指導改善研修対象教員ごとに個別の研修プログラムを作成し、原則として1年間、学校、県総合学校教育センター等において、研修を実施する。

研修後の措置

当該教員の指導の改善の程度	研修後の措置
指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度	本来の職務への復帰
児童等に対する指導が不適切であるが、更に指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度	研修期間の延長
児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度	職種変更
	退職の勧奨
	分限免職

指導改善研修対象教員の状況

対象教員なし

2節 教育研究

1 研究指定校

文部科学省指定校

道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業

学 校 名	研 究 内 容
外ヶ浜町立蟹田小学校 外ヶ浜町立蟹田中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の道徳教育に係る指導力向上 ・小・中学校の連携を意識した道徳教育の推進 ・道徳科の授業公開の実施

スーパーサイエンスハイスクール

学 校 名	研 究 内 容
県立弘前南高等学校	科学教育プロジェクト～地域に学び社会に貢献する科学技術人材の育成～
県立青森高等学校	学際的研究により新たな価値を創出できる国際的な科学技術系人材の育成

青森県教育委員会指定校
ドリカム人づくり推進事業

学 校 名	研 究 主 題
七 戸 養 護 学 校	造形活動 生きることへの自信と豊かな心の育成
三本木農業高等学校 三本木農業恵拓高等学校	しあわせプロジェクト 3rd ~志+支=幸 地域活性をここから~
百 石 高 等 学 校	地産地消レシピコンテスト開催（百高カップ2022）
八 戸 商 業 高 等 学 校	I T × 八 商 × 地 域 で、地 域 の 魅 力 発 信 ！
八 戸 東 高 等 学 校	「表現科20年目の挑戦」
む つ 工 業 高 等 学 校	「心を継ぐ、ものづくり・ひとづくり」
柏 木 農 業 高 等 学 校	「地域の稀少生物の復活・地域農業と特産品の活性化をめざして」
む つ 養 護 学 校	アックスパワーではばたけ未来へ～ときめき きらめけ 地域 とともに～
十和田工業高等学校	地域産業の未来づくりに貢献！ものづくり、ひとづくり 育成プラン
青 森 工 業 高 等 学 校	「ものづくりコンテスト」挑戦の経験を通した「地域とのものづ くり交流」！！
木 造 高 等 学 校	木造（きづくり）・人づくり・地域づくり～「MAP（Mokko Asumiru Project）」～
青 森 中 央 高 等 学 校	青森から発信！世界に届け平和のメッセージ
弘 前 第 一 養 護 学 校	地域とつながろう！弘一養SDGsプロジェクト
青 森 聾 学 校	共生～青聾の過去・現在・未来～
名久井農業高等学校	ガラスの七変化～廃棄ガラスの有効活用を目指して～
八 戸 工 業 高 等 学 校	地域に発信！！SDGs （連携校：十和田工業高等学校）
八 戸 高 等 学 校	三八地区連携プロジェクト （連携校：八戸北高等学校 八戸東高等学校 八戸西高等学校）
青 森 南 高 等 学 校	青い森高校生読み聞かせ推進事業 （連携校：青森中央高等学校）
三沢高等学校定時制の課程	わくわくハイスクール 地域産業や郷土の文化を学ぶ （連携校：八戸中央高等学校）

持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業

学 校 名	研 究 主 題
青 森 高 等 学 校	Infinite Intelligence Research Program
青 森 西 高 等 学 校	「あおもり創造学」青森セレクトプロジェクト～観光資源研究と成果の還元～
青 森 東 高 等 学 校	「あおもり創造学」青東高バージョン「E-pro地域探究」
青 森 北 高 等 学 校	KITAプロジェクト～地域の課題解決に向けて～
青 森 南 高 等 学 校	南高のバトン
青 森 中 央 高 等 学 校	あすなろ学 「あおもり探究」
浪 岡 高 等 学 校	「あおもり創造学」空き缶でつながる、浪高と地域と循環型社会
青 森 工 業 高 等 学 校	「あおもり創造学」～地元の特徴ある産業に気づく機会を創出する～
青 森 商 業 高 等 学 校	「あおもり創造学」青商生プロデュース！地域活性化プロジェクト
北 斗 高 等 学 校 (定 時 制)	「あおもり創造学」～北斗「空に描こうあなたの夢(みらい)を」(校歌の歌詞より)～
北 斗 高 等 学 校 (通 信 制)	「あおもり創造学」～あなたにできる地域貢献～
青 森 工 業 高 等 学 校 (定 時 制)	青森だよ、全員集合！～後継者不足の実態を掌握、後継者を目指そう！～
弘 前 高 等 学 校	「あおもり創造学」弘前高校バージョン～地域に根差したアイデンティティの形成～
弘 前 中 央 高 等 学 校	「Sakura Time」
弘 前 南 高 等 学 校	南陵タイム「あおもり創造学」～身近なところからあおもりを考える～
黒 石 高 等 学 校	「黒石の魅力の種を育てる ～地域探究から見つめる黒石市～」
柏 木 農 業 高 等 学 校	柏農あおもり創造学～地域農業振興と郷土愛の醸成をめざして～
弘 前 工 業 高 等 学 校	「あおもり創造学」～地域に愛される工業人を目指して～
弘 前 実 業 高 等 学 校	各科の特徴を活かした「地域課題の掘り起こしと解決法の提案」(商・家・体のチャレンジ)
尾 上 総 合 高 等 学 校 (定 時 制)	「あおもり創造学」地域の魅力再発見～地域とともに目指す自己実現～
尾 上 総 合 高 等 学 校 (通 信 制)	「O ₂ プロジェクト」(オーツープロジェクト)

学 校 名	研 究 主 題
弘前工業高等学校(定時制)	弘前もの作り探究
八 戸 高 等 学 校	八戸発見学～地元の「強み」を見てみよう～
八 戸 東 高 等 学 校	はちのへ創造学～地元のこれからを考える
八 戸 北 高 等 学 校	「あおもり創造学」 in 八北～きざはしから見る八戸の未来～
八 戸 西 高 等 学 校	「あおもり創造学」～八西から始まる地域課題解決ソリューション
三 戸 高 等 学 校	「三戸みらい創生プロジェクト」
名久井農業高等学校	課題発見力の強化～広い視野と豊富な選択肢の支援～
八 戸 工 業 高 等 学 校	「あおもり創造学」地元ファンづくりプロジェクト～技術継承で地域社会をつくる～
八 戸 水 産 高 等 学 校	八水マリントイム～「海を知る 地域を知る 創造する」～
八 戸 商 業 高 等 学 校	「あおもり創造学」八商発！郷土愛～地域と共に～
八戸中央高等学校(定時制)	地域連携と防災意識の向上
八戸中央高等学校(通信制)	郷土についてより深く知る
八戸工業高等学校(定時制)	「あおもり創造学」地域を知る、発信する、持続可能な地域づくりのために～
木 造 高 等 学 校	木造(きづくり)・人づくり・地域づくり～「MAP (Mokko Asumiru Project)」～
鱒ヶ沢高等学校	「鱒ヶ沢みらい探究」～鱒高生プロデュース 鱒ヶ沢町の課題解決への挑戦～
五所川原高等学校	力行タイム「SD探究」
五所川原農林高等学校	地域課題解決への挑戦～農業から考える地域課題～
五所川原理工科高等学校	「地域のSDGs」～持続可能な地域を目指して～
五所川原高等学校(定時制)	五高(定)バージョン～五所川原魅力再発見～
野 辺 地 高 等 学 校	「野高コンパス」自分らしく考える(オリジナリティ)力の育成を目指して～地域の探究や防災の知識を生かした地域活性化に向けて～
七 戸 高 等 学 校	七戸を遊ぼう&楽しもう！～ナナラボと創る新たな七戸町～

学 校 名	研 究 主 題
百石高等学校	総合的な探究の時間「ステップアップタイム」/ 課題研究
六ヶ所高等学校	「あおもり創造学」～ROHS [ROkkasho High School & ROkkasho Our Heritage Studies] 私たちの六ヶ所を受け継ごうプロジェクト2023～
三本木高等学校	「あおもり創造学」三本木高校×地域研究×SDGs
三沢高等学校	「あおもり創造学」～モスプロでみさわを輝かせよう～
三本木農業恵拓高等学校	三農課題研究+総合的な探究の時間
十和田工業高等学校	「県内企業の魅力発見」- 地域への貢献意欲の醸成、県内企業への 定着促進 -
三沢商業高等学校	三沢市周辺地区の魅力大発信！～青森県の人口減少・少子化に歯 止めをかけよう～
三沢高等学校(定時制)	「あおもり創造学」三沢高(定時制)
田名部高等学校	「探究理解」～あおもり創造学～
大湊高等学校	「あおもり創造学」下北HEROES～地域で働くヒーローを探せ～
大間高等学校	「あおもり創造学」下北の底ヅカラ発見隊 ～北通り3町村編～
むつ工業高等学校	ジオパークって何だ!?～下北ジオパークからはじめる地域理解～
田名部高等学校(定時制)	「あおもり創造学」まさかりの魅力を発見～下北を持続可能な社 会に～

いきいき青森っ子健康づくり事業（健康教育実践研究校）

学 校 名	趣 旨
聖アルバン幼稚園 十和田カトリック幼稚園 蓬田村立蓬田小学校 中泊町立武田小学校 階上町立石鉢小学校 藤崎町立明德中学校 東北町立東北中学校 むつ市立大畑中学校 県立弘前高等学校 県立三沢高等学校 県立八戸高等支援学校	健康課題解決のため、学校、家庭及び地域と連携しながら、 発達の段階に応じた具体的な指導内容、指導方法についての研 究を行い、主体的に健康づくりに取り組む児童、生徒の育成に 資する。

青森県交通安全推進地区

学 校 名	趣 旨
平内町立東小学校	児童生徒等の交通安全行動の定着化を図るため、学校を中心とする地域全体の交通安全意識の高揚に努める。

命を守る！防災教育推進事業（令和3年度～令和4年度）

学 校 名	趣 旨
外ヶ浜町立三臈中学校 深浦町立修道小学校 弘前市立石川小学校 三沢市立第三中学校 むつ市立川内小学校 八戸市立三条中学校	子どもたちが防災に係る正しい知識を身に付け、自然災害発生時に適切に対応できる資質・能力の向上を図るための防災教育モデルを構築し、広く普及させるため、地域と連携した防災教育や教科等横断的な防災教育の在り方について研究する。

LD、ADHD等の児童生徒に対する通級による指導の在り方に関する研究事業

学 校 名	趣 旨
青森市立浪打小学校 青森市立長島小学校 青森市立浪打中学校 青森市立浦町中学校 平内町立小湊小学校 外ヶ浜町立蟹田小学校 つがる市立向陽小学校 弘前市立大成小学校 弘前市立岩木小学校 弘前市立福村小学校 弘前市立東中学校 弘前市立津軽中学校 黒石市立黒石小学校 平川市立金田小学校 十和田市立三本木小学校 十和田市立三本木中学校 三沢市立上久保小学校 三沢市立第一中学校 野辺地町立若葉小学校 七戸町立七戸小学校 むつ市立第二田名部小学校 八戸市立城下小学校 八戸市立湊小学校 八戸市立根岸小学校 八戸市立第二中学校 八戸市立第三中学校 三戸町立三戸小学校 三戸町立三戸中学校 五戸町立五戸小学校 階上町立赤保内小学校	LD、ADHD等の児童生徒を対象とした通級による指導の在り方

特別支援学校技能検定事業

区 分	学 校 名	趣 旨
高等部を設置する県立特別支援学校（技能検定の対象となる特別支援学校）	県立盲学校	地域の企業等との連携・協働により「夢や志」をもち、チャレンジする心をはぐくむための青森県版「特別支援学校技能検定」を開発・実施するなど、生徒の進路実現のための体制整備を進めることによって特別支援学校におけるキャリア教育及び職業教育の充実を図る。
	県立青森聾学校	
	県立青森第二養護学校	
	県立青森若葉養護学校	
	県立青森第一高等養護学校	
	県立青森第二高等養護学校	
	県立弘前第一養護学校	
	県立弘前第二養護学校	
	県立八戸第一養護学校	
	県立八戸高等支援学校	
	県立森田養護学校	
	県立黒石養護学校	
	県立浪岡養護学校	
県立七戸養護学校		
県立むつ養護学校		
高等部を設置していない県立特別支援学校	県立八戸盲学校	
	県立弘前聾学校	
	県立八戸聾学校	
	県立青森第一養護学校	
	県立八戸第二養護学校	

その他の公的団体からの指定校

「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業

～望ましい生活習慣の形成を目指して～」（一般社団法人日本学校歯科医会）

学 校 名	趣 旨
八戸市立町畑小学校	健康な生活を営むために必要な基本的な生活習慣を身に付け、よりよい生活を築こうとする実践的な態度の育成

7章 教職員の福利厚生

1節 福利厚生の概要

1 組合員、会員

公立学校共済組合青森支部

令和5年度末における組合員数は、12,737人で前年度と比較し287人の減となった。

組合員数と被扶養者数

(5.3.31現在)

種 別	組 合 員 数	被 扶 養 者 数	組合員1人当たり 被 扶 養 者 数
一 般 組 合 員	10,754人	7,889人	0.73人
船 員 組 合 員	20	27	1.35
短 期 組 合 員	1,658	422	0.25
任 意 継 続 組 合 員	305	143	0.47
計	12,737	8,481	0.67

(一財)青森県教職員互助会

教職員互助会の令和5年度末における会員数は、11,543人で前年度より375人の減となり、加入率は92.6%となった。

会員数、給料、掛金

(5.3.31現在)

会 員 数	会員1人当たりの 平均給料の月額	会員1人当たりの 平均掛金の月額
11,543人	356,143円	2,493円

5年度中の加入及び退会状況

(5.3.31現在)

区 分	4 年 度 末 現 在	5 年 度			5 年 度 末 現 在
		加 入	退 職・退 会	増 減	
会 員	11,918人	616人	991人	375人	11,543人

2 給 付 等

公立学校共済組合青森支部

掛金、負担金収入

短期の掛金、負担金収入は、前年度と比較すると159,706千円増となった。

また、長期関係の掛金、負担金収入は、前年度と比較すると1,688,474千円減となった。

収入状況

(単位：千円)

種 別	掛 金	負 担 金	計
短 期	4,322,125	4,183,608	8,505,733
厚 生 年 金 保 険	6,422,913	10,148,266	16,571,179
退 職 等 年 金	526,593	526,602	1,053,195
経 過 的 長 期	-	113,898	113,898

短期給付

短期給付（法定給付及び附加給付等）の支出総額は、3,932,774千円でその主なものは、医療費で全体の89%を占め3,517,822千円となった。

法定給付

種 別	件 数	日 数	金 額	1 件当たり	
				日数	金 額
本 人 医 療 費	195,179件	281,285日	1,956,086,046円	1.4日	10,022円
家 族 医 療 費	128,648	205,987	1,174,529,311	1.6	9,130
高 額 医 療 費	2,683		303,937,695		113,283
出 産 費	138		67,873,179		491,835
家 族 出 産 費	38		18,347,033		482,817
埋 葬 料	10		500,000		50,000
家 族 埋 葬 料	8		400,000		50,000
傷 病 手 当 金	253	5,040	50,743,181	19.9	200,566
出 産 手 当 金	2	41	347,967	20.5	173,984
休 業 手 当 金	2	10	67,573	5.0	33,787
育 児 休 業 手 当 金	1,486	29,207	257,010,295	19.7	172,954
介 護 休 業 手 当 金	33	535	5,802,072	16.2	175,820
災 害 見 舞 金	2		940,000		470,000
計	328,482	522,105	3,836,584,352		

附加給付

種 別	件 数	金 額	種 別	件 数	金 額
本 人 医 療 費	2,289件	58,511,500円	埋 葬 料	10件	250,000円
家 族 医 療 費	892	24,757,400	家 族 埋 葬 料	8	200,000
出 産 費	134	6,700,000	傷 病 手 当 金	18	3,771,196
家 族 出 産 費	40	2,000,000			
			計	3,391	96,190,096

(一財)青森県教職員互助会

令和5年度の収支は、収入376,138千円に対し、支出は421,634千円で当期収支差額は45,496千円となった。

収入状況

種 別	金 額
基本財産運用収入	基本財産利息収入 60円
掛金収入	掛金収入 345,280,790
事業収入	生活資金貸付償還金収入 16,470,000
	生活資金貸付手数料収入 277,330
	つなぎ融資貸付償還金収入 11,927,303
	つなぎ融資貸付手数料収入 7,705
負担金収入	芸術鑑賞補助負担金収入 1,969,200
雑収入	受取利息収入 2,352
その他	203,464
計	376,138,204

支出状況

種 別	件 数	金 額	備 考
医療費補助金	60,728件	211,209,151円	1件当たりの平均 3,478円
入院見舞金	1,637	7,644,500	本人 500円 (931件) 被扶養者 500円 (706件)
死亡弔慰金	15	2,600,000	本人 250,000円 (8件) 配偶者 100,000円 (5件) 家族 50,000円 (2件)
災害見舞金	1	150,000	150,000円
結婚祝金	160	8,000,000	50,000円
出産祝金・見舞金	175	6,125,000	本人 35,000円(136件) 被扶養者 35,000円 (39件)
入学・卒業祝金	1,213	12,130,000	被扶養者である子 10,000円(769件) 被扶養者でない子 10,000円(444件)
無給付者褒賞金	1,901	9,505,000	5,000円

種 別	件 数	金 額	備 考
退 職 慰 労 金	557件	25,850,000円	在会10年以上20年未満 30,000円 (54件) 在会20年以上30年未満 40,000円 (92件) 在会30年以上 50,000円(411件)
妊 婦 支 援 補 助	167	5,010,000	本 人 30,000円(133件) 被扶養者 30,000円 (34件)
リ フ レ ッ シ ュ 助 成	614	10,410,000	在会20年 10,000円(187件) 在会30年 20,000円(427件)
遺 児 給 付 金	1	250,000	250,000円
育 児 支 援 金	159	3,180,000	20,000円
施 設 利 用 補 助	5,205	5,205,000	1泊につき 1,000円
芸 術 鑑 賞 補 助 事 業	613	3,558,400	
ス ポ ー ツ 観 戦 補 助 事 業	332	488,610	
ド ッ ク 負 担 金 補 助 事 業	2,152	8,374,000	宿 泊 10,000円 (274件) 一 日 3,000円(1,878件)
予 防 接 種 負 担 金 補 助 事 業	1,949	1,949,000	1,000円
生 活 資 金 貸 付	36	17,700,000	
つ な ぎ 融 資 貸 付	9	10,056,663	
厚 生 文 化 事 業 補 助 金		1,320,940	
図 書 館 図 書 贈 呈 費		2,999,762	
芸 術 文 化 奨 励 費		1,000,000	
学 校 図 書 贈 呈 費		20,850,000	県内の公立小中学校及び県立 特別支援学校の小・中学部 1校当たり 50,000円 417校
教 育 振 興 事 業 補 助 金		60,000	
職 員 給 与 ・ 事 務 費 等		43,464,546	
特 定 資 産 取 得 支 出		2,542,155	
そ の 他		1,520	
計		421,634,247	

2 節 福利厚生事業

1 貸付事業

公立学校共済組合青森支部

貸付状況

(単位：千円)

貸付種別	令和4年度		令和5年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般	38	50,900	40	55,700	2	4,800
住宅	4	29,500	6	49,900	2	20,400
教育	8	15,600	9	18,820	1	3,220
結婚	0	0	0	0	0	0
医療	1	1,200	0	0	1	1,200
葬祭	0	0	2	3,000	2	3,000
災害	0	0	0	0	0	0
介護構造	0	0	0	0	0	0
高額医療	0	0	0	0	0	0
出産	0	0	0	0	0	0
計	51	97,200	57	127,420	6	30,220

(一財)青森県教職員互助会

貸付状況

(単位：千円)

貸付種別	令和4年度		令和5年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活資金貸付	42	19,900	36	17,700	6	2,200
つなぎ融資貸付	6	4,047	9	10,057	3	6,010

2 教職員の健康管理

令和5年度は、以下の事業を実施した。

健康管理事業

(単位：千円)

事業名	場所	対象	人数	金額
特定健康診査	指定医療機関	1	951	7,804
特定保健指導	指定医療機関	2	451	7,374
宿泊ドック	東北中央病院	47歳、54歳、60歳の組合員	275	20,445
一日ドック	県内17健診機関	27歳、32歳、37歳、41歳、44歳、47歳、50歳、52歳、54歳、56歳、58歳、60歳、62歳、64歳の組合員	2,013	63,475
ヤングヘルスチェック	県内14検診機関	24歳、27歳、30歳、32歳、34歳、37歳、39歳の組合員	420	5,672
脳検診	県内11検診機関	40歳、46歳、51歳、55歳、59歳の組合員	747	16,002
乳がん検診	県内16検診機関	30歳以上の女性組合員	2,688	14,502
子宮がん検診	県内13検診機関	女性組合員	2,750	13,229
大腸がん検診	県内13検診機関	30歳以上の組合員	3,067	5,823
歯科健診	県内医療機関	25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の組合員	442	2,077
被扶養者一日ドック	県内17健診機関	30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の被扶養者	113	2,600
へるすあっぷセミナー	学習動画配信	組合員とその家族	204	553
こころの健康相談	県内4医療機関	組合員と被扶養者	8	63
管理監督者のメンタルヘルス研修会	学習動画配信	組合員	58	243
トータルヘルスチェックWEB事業	パソコン・携帯電話等	組合員と被扶養者	29,699	157
歩こう歩けばコンペ2023	-	組合員	3,603	5,788
がん検診コール・リコール事業	-	組合員	134	96
QOL健診(モデル実施)	モデル校	組合員	158	2,200
復職支援プログラム[職場復帰編]	-	組合員	14	937
復職支援プログラム[休養編]	-	組合員	16	65
職場の健康教育支援事業	県内22か所	組合員	480	373
職場で取り組む教職員のストレスチェック事業	27所属所	希望する所属所	493	1,135
産業カウンセラー派遣事業	県内15か所	組合員	133	744
ヘルスリテラシー普及事業	-	組合員	437	800
生活習慣病重症化予防事業	-	組合員	1,444	255
健康ポイント付与事業	-	組合員	2,500	2,227
トータルライフサポート事業(健康づくり編)	-	組合員	-	4,097
計			-	178,736

- 40歳以上75歳未満の被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者
- 特定健康診査の結果により動機付け支援又は積極的支援に該当した者

3 その他の厚生事業等

令和5年度は、以下の事業を実施した。

一般事業

(単位：千円)

事業名	実施内容	人数等	金額
ライフデザインセミナー (退職準備型)	55歳以上の組合員とその家族を対象に、退職後を見通した生活設計セミナーをオンライン開催	108	41
ライフデザインセミナー (生活充実型)	組合員とその家族を対象に、生涯生活設計を支援するためのセミナーをオンライン開催	34	26
退職手続きガイドブック の配付	退職予定の組合員に「退職前後の手続きガイドブック」を配付	130	137
しおり等の発行	「福利厚生としおり」・「福利厚生ハンドブック」の配付	2,000	1,468
健康づくり情報誌配付	「健康相談ポスター」を各所属所に配付	1,020	77
育児情報誌配付	出産した組合員及び被扶養者に対し、育児情報誌を配付	857	1,413
育児セミナー	育児中の組合員に対して、育児情報を提供するセミナーをオンラインで開催	25	147
認知症予防教室	組合員及びその家族を対象に、認知症に対する正しい理解と知識を持つための教室をオンライン開催	20	264
トータルライフサポート 事業(一般事業編)	組合員の多様なニーズに対応するため、福利厚生代行業者に一般事業を委託し実施	-	9,589
復職支援に係る 傷害保険負担事業	精神性疾患により休職している組合員の職場復帰に向けた訓練(試し出勤)中に発生した災害の補償を行うための傷害保険料を負担	30	62
災害対策事業資金	災害救助法等適用区域での被災組合員に見舞金として現金を支給	2	60
計		-	13,284

8章 教職員の人事評価制度

1 導入経緯

平成26年5月14日の地方公務員法の一部改正により、勤務成績の評定制度が廃止され、平成28年4月1日から新たに人事評価制度を導入するとともに、その人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされた。

このことから、平成20年度から実施してきた教職員の人材育成・評価制度の目的を踏まえて、教職員の能力と業績を適正に評価し、支援することにより、本県の教育力を充実させ、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教職員の人事評価制度を導入した。

2 制度の目的

教職員の人事評価制度においては、能力評価及び業績評価を通して、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを主な目的とする。

- ・ 能力評価では、教職員が、経験や職制に応じて発揮することが求められる能力について理解し、評価者との面談や自己評価等を通して、自己の長所・短所、特性、課題等を自覚するとともに、評価者が勤務状況を把握し、教職員にきめ細かな指導・助言を行う。
- ・ 業績評価では、学校目標を踏まえた自己目標を設定することにより、学校目標・経営方針や教科・学年・分掌等の目標と自己目標とのつながりが明確となり、また、達成すべき目標を学校全体で共有することで、組織の一員としての自覚を高める。

3 制度の概要

能力評価及び業績評価の内容

評価の構成	評価の内容
能力評価	職員が職務遂行の過程で発揮した意欲及び能力を標準職務遂行能力及び評価基準に基づき評価する。
	「意欲」：職務遂行の根幹にある取組姿勢 「能力」：職務遂行の中で発揮された能力（行動力）等
業績評価	職員が職務遂行上の目標（以下「自己目標」という。）を設定した職務等の業績を評価基準に基づき評価する。 評価は、目標管理の手法を用いて評価する。
	「業績」：職務遂行の中で自己目標の達成状況や自己目標以外で成果を上げた取組等

評価期間及び評価基準日

職員区分	評価の内容	評価期間	評価基準日
教育職	能力評価	4月1日から翌年の3月31日まで	2月1日
	業績評価	4月1日から翌年の3月31日まで	2月1日
行政職等	能力評価	10月1日から翌年の9月30日まで	9月1日
	業績評価（前期）	4月1日から9月30日まで	9月1日
	業績評価（後期）	10月1日から翌年の3月31日まで	2月1日

会計年度任用職員については、任用期間に応じた評価期間・評価基準日により、能力評価及び業績評価を実施。